

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
役場で記録を確認したところ、申立期間に係る記録がなかった。

申立期間当時、私は出稼ぎに出ていたため、国民年金保険料は仕送りした中から母親に払ってもらっていた。母親は、父親と私の 3 人分の年金を一緒に町内会の集金人に納付していたと言っており、なぜ私一人の分が 1 年間未納となっているのかわからないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び父親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、国民年金の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 2 月時点で、過年度納付書による金融機関での納付は可能であり、納付意識の高かった申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から53年3月まで

年金請求時に記録を確認したところ、まとめて支払ったはずの期間が未納となっていることがわかった。

昭和53年から54年ころに市役所から、今納付すると年金がつながるというような内容の文書が届き、今まで納付していなかった分をまとめて支払えると思い納付した。

当時市役所は庁舎建替え中だったため、仮庁舎に2回支払いに行った。納付書と現金を窓口を持っていったが、2回とも納付書はそのまま返されたため領収印は押されていなかった。金額は合計で10万円を何百円か切るくらいだった。

返された納付書を65歳まで保管していたが、社会保険事務所（当時）に持参したところ、役に立たないと言われたため捨てた。

老後の生活のためを思い、頑張って10万円近い大金を支払ったので、調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録は昭和43年4月1日に資格喪失し、49年2月1日に再取得しており、その再取得手続きが55年1月30日に行われていることがA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、この時期は第3回特例納付実施期間であったため、国民年金の強制被保険者期間であれば国民年金保険料をさかのぼって納付できた。

しかしながら、申立期間のうち申立人が国民年金に加入していなかった昭和43年4月から49年1月までは、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立人の国民年金加入は任意であり、制度上、さかのぼ

って加入し保険料を納付することはできなかった。

また、申立期間の保険料すべてを特例納付した場合の金額は 49 万 2,000 円であり、申立人が納付したとする金額と大きく異なる上、A市では仮庁舎の時期も含め特例納付保険料は取り扱っていなかったと回答しており、申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立期間は 123 か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間及び44年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで
② 昭和44年1月から45年3月まで

国民年金に加入したものの、受け取る年金額が少ないのではと保険料を支払わず様子を見た期間があるが、払い続けなければ無駄になるので、私と夫の未納期間の保険料をまとめて昭和45年ごろに集金で納めた。金額は10万円ぐらいで、いくらか余りがあったと記憶しているが、店の経営も順調だったので支払えない金額ではなかった。

また、義妹の国民年金については、私が加入手続を行い、保険料を納めていた期間がある。私と夫が国民年金に加入した当初は、私と夫と義妹の3人の保険料を一緒に集金で納めていたので、その期間も含め年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和42年3月29日に夫と連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人と夫は国民年金に加入後の昭和43年4月から同年12月までの期間及び45年4月から夫が60歳に達した49年5月までの保険料納付済期間が一致していることから、基本的に申立人と夫の保険料は一緒に納付されていたものと推認できる上、未納期間を特例納付するまでは、申立期間①を含む36年4月から43年3月までの期間及び申立期間②は、夫も保険料未納期間であった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については昭和

45 年ごろに集金でまとめて納付したと主張しているが、領収済通知書により、申立人と夫は 47 年 6 月 26 日に郵便局で特例納付を行ったことが確認できるとともに、申立人は 36 年 4 月から 40 年 3 月まで（48 か月分）の保険料として 2 万 1,600 円、夫は 36 年 4 月から 42 年 3 月まで（72 か月分）の保険料として 3 万 2,400 円を納付していることが確認できる上、当該納付状況は申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致することを踏まえると、行政側の記録管理に不自然なところは見受けられない。

なお、申立人及び夫は、昭和 36 年 4 月にさかのぼって特例納付を行い、60 歳まで保険料を納付した結果、申立人の保険料納付済期間は 186 か月、夫は 130 か月となり、年金受給者となったことが確認できる。

加えて、申立人は、自身と夫と義妹の 3 人の国民年金保険料を一緒に集金で納めていたとも主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿より、義妹の国民年金手帳記号番号は、申立人及び夫が国民年金に加入手続する前の 40 年 12 月 1 日に払い出されていることが確認できるとともに、特殊台帳より義妹は 40 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料についてすべて現年度納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人及び夫の手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 3 月時点で、申立期間①のうち 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料については過年度保険料となるが、A 市に照会したところ、37 年 9 月から国民年金保険料の集金が行われていたものの、過年度保険料は取り扱っていない旨の回答があることを踏まえると、申立人と夫と義妹の 3 人の保険料を一緒に集金で納めていたとの主張は不自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から49年4月まで
養父母は老後に年金があれば心配ないと言っていて、私の年金も20歳のころに国民年金に加入したと養父母から聞いた。
昭和47年ごろにA市で仕事に就いたが、当時は厚生年金保険には加入しておらず、保険料は私が仕送りしたお金で養父母が納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の払出し状況から、昭和61年8月21日に払い出されたことが推認できることから、当該払出時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の養父母は既に亡くなっていることを踏まえると、申立期間の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、養父母から国民年金手帳を渡された記憶が無い上、申立人の養父母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 36 年 5 月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、出稼ぎに行き勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A 県 B 郡 C 町の水力発電所の建設工事現場において、D 社の下請の「E 事業所」で勤務し、昭和 36 年 5 月には北洋漁業に出るために辞めて帰ってきた。

当時、給与から失業保険、労災保険及び厚生年金保険の保険料を控除されたと聞いた記憶があり、失業保険を受給した記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に出稼ぎに行った同僚の供述及びD社が申立期間の前後を通じて、申立人の主張するA 県 B 郡 C 町において「F 工事」を受注していた旨回答していることから判断すると、勤務した期間は特定できないものの、申立人が水力発電所の建設工事現場で申立事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「申立期間は、D 社の下請の『E 事業所』で勤務していた。」と供述しているところ、適用事業所名簿によると、E 事業所及びD 社 E 事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、元請のD社は「当該工事に係る下請事業者に関する資料は無い。」と回答しており、E 事業所に該当する事業所等の存在を確認できない上、同社では、下請事業者における従業員の雇用形態や厚生年金保険の適用状況等についても「資料が無く不明」としており、申立人の雇用形態、

厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除等についても確認できない。

さらに、当該工事の発注者であるG社に照会したものの、「F工事の工事記録には、下請事業者に関する記載は無かった。」と回答しており、H協会に申立人の供述に該当する事業所等の有無を照会したが、同協会は「E事業所に関する情報は無い。」と回答している上、D社I支店が申立期間当時厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が判明した一人に照会したものの「F工事をD社が請け負っていたことは知っているが、E事業所は知らない。下請事業者のことは分からない。」との回答であったことから、申立人が主張するE事業所に該当する事業所等が特定できない。

加えて、申立人が当該工事現場への出稼ぎと一緒にいったとして氏名を挙げた同僚のうち所在が判明した二人に照会したところ、一人は「私もE事業所で勤務していた。自分の父親と兄も一緒に勤務し、父親が帳場の業務に従事していた。給与は、出来高払いだったのでかなりの額が支給された。」と供述しているものの、D社及び同社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚、当該同僚の父親及び兄のいずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い上、もう一人の同僚は「申立人と一緒に出稼ぎに行ったことを覚えているが、私はE事業所とは別の班で勤務していた。D社の社員ではなく臨時雇用で、数か月間しか勤務していなかったのだから、失業保険も加入していないし、厚生年金保険も加入していなかったのではないか。」と供述しており、前述のいずれの被保険者名簿においても、当該同僚も申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、D社及び同社I支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は確認できない。

なお、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から28年11月まで
② 昭和44年4月から同年11月まで

申立期間①については、昭和18年から28年までの毎年4月から11月末までの期間についてA県B市のC事業所で鮭の定置網漁に従事した。

申立期間②については、A県D町のE事業所で鮭の定置網漁に従事した。

各事業所について、事業主の名字しか覚えておらず、厚生年金保険料が給料から控除されていたか分からないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が同僚として名前を挙げた者の供述から判断すると、申立人がC事業所、及び代表者が当該事業所の事業主と同一人であり、B市の年表から昭和27年ごろに設立されたと推定されるF事業所で勤務していたことは推認できるが、勤務期間は特定できない。

また、適用事業所名簿によると、C事業所及びF事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、事業所名が類似するC事業所G工場については、適用事業所名簿により、昭和28年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立人はG工場で勤務したことは無いと供述している。

さらに、C事業所の後継者へ照会したところ、「申立期間当時の事業

主は祖父であるが、既に亡くなっており、祖父がG工場を経営していたことは知らなかった。祖父の後を継いだ父親も亡くなっているので、申立期間当時のことは分からない。また、当時の資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人のC事業所における雇用状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①当時の同僚として名前を挙げた3人に照会したところ、一人は、「自分が勤務した事業所は、最初の2年くらいはC事業所だった。その後、代表者は同じだがF事業所となった。」と供述し、別の一人は、「昭和34年ごろから、F事業所で申立人と一緒に勤務した。」と供述し、残る一人は、「自分はF事業所で勤務したが、申立人はその前から勤務していた。」と供述しているものの、いずれの同僚も、「当時、国民健康保険に加入しており、役場から健康保険被保険者証が交付されていた。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述している。

- 2 申立期間②について、適用事業所名簿によるとE事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる上、H組合に照会したところ、「申立期間当時、Eという名字の組合員はいない。」と回答していることから、当該事業所の存在は確認できない。

また、申立期間②において雇用保険の加入記録も確認できず、申立人が同僚として名前を挙げた二人のうち、一人は既に亡くなっており、もう一人は病気のため照会できないことから、申立人の当該事業所における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録から、申立人は当該期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、前述の組合は、「申立期間当時、Eと読む名字の代表者が経営する事業所が二つあった。」と回答しているが、適用事業所名簿によると、このうち一つの事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所には該当しておらず、もう一つの事業所は、昭和36年12月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人及び同僚の氏名は記載されていないことが確認できる。

- 3 両申立期間について、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、両申立事業所は、適用事業所名簿から、船員保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

函館厚生年金 事案 150 (事案 87 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 12 月まで

A 社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことから記録訂正の申立てをしたが、訂正は必要ではないとの通知を受け取った。

しかし、新たに当時の同僚二人の氏名が分かり、再度申立てをするので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、入社した時期は、昭和 38 年 1 月とっていたが、もしかしたら 39 年ごろか 40 年ごろかもしれず、正確には分からない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が A 社の業務に従事していたことは推認できるものの、雇用保険の被保険者記録は無い上、当時の役員は、申立期間当時、申立人は同社には在籍していなかったと供述しており、申立人の雇用形態等が不明であること、ii) 当時の事業主は、関係資料も無く、当時の社員も連絡先が不明であり申立人に係る保険料控除等について確認できないとしていること、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに二人の同僚の氏名を提示したことから、当該同僚二人に照会したところ、一人は「申立人のことは分からない。」と回答しており、もう一人は「申立人が当該事業所にいたことは覚えている。」と供述しているものの「申立人がどこの部署にいたか、いつごろ勤務して

いたかの明確な記憶は無く、どのような雇用形態であったかも私には分からない。」とも供述しており、いずれの同僚からも当該事業所における厚生年金保険の加入の取扱い等に係る供述は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。